

後期高齢者医療制度の加入者の方へ 新しい保険証を7月末までにお届けします

現在、後期高齢者医療制度の加入者の方には、有効期限が「平成28年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」〔みどり色〕を1人に1枚お渡ししています。

この有効期限を更新するため、7月末までに健康増進課から「**有効期限 平成29年7月31日**」と記載された新しい被保険者証〔オレンジ色〕をお届けします。

8月1日以降、古い被保険者証〔みどり色〕は使えませんが、ご注意ください。

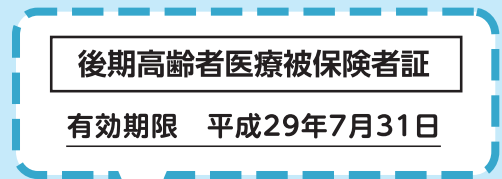
※新しい被保険者証の一部負担金の割合（1割または3割）は、平成27年中の所得に基づき、判定しています。

【お問い合わせ先】

市健康増進課医療・年金担当
(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail: kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
姓 住 所	
保 険 氏 名	
生 年 月 日	
資格取得年月日	
発 効 期 日	
交 付 年 月 日	
一部負担金の割合	
保 険 者 番 号 並びに保険 者の名 姓 及 び 印	



新しい被保険者証の有効期限は**平成29年7月31日**となっています。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

同認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、今月は更新時期になります。

同認定証を現在お持ちの方で、平成28年度市民税非課税世帯の方

更新申請の手続きは必要ありません。7月末までに健康増進課から同認定証をお届けします。



平成28年度市民税非課税世帯で新たに認定を希望される方

交付申請の手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証（原本）
- ・印鑑
- ・「個人番号カード」または「通知カードと顔写真入りの本人確認書類（運転免許証等）1点」
- ※顔写真のない本人確認書類の場合は、通知カードと後期高齢者医療被保険者証（原本）のほかに1点（年金手帳等）が必要です。
- ※代理で手続きする場合は、被保険者本人の「個人番号カード」または「通知カード」と、「代理人の顔写真入りの本人確認書類（運転免許証等）1点」または「代理人の顔写真のない本人確認書類（健康保険証、年金手帳等）2点」が必要です。

【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課医療・年金担当
(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail: kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp